

# 杉戸町国体運動広場利用規定

2017.04.01

## 1. <目的>

- 多目的運動広場**は、地域住民の健康促進とレクリエーションの場として、各種競技にて利用することを目的として開放いたします。
- グラウンド・ゴルフ場**は、グラウンド・ゴルフを目的として開放いたします。
- 休憩広場**は、地域住民に憩いの場として使用目的を限定せず、ご利用いただける広場として開放いたします。

上記、各種広場の目的に合わせてご利用いただく為、ご利用者間の約束事として、当規定を告知いたします。

## 2. <利用時間帯>

通常 午前9時～午後5時まで  
夏期時間（6月～8月迄） 午前7時～午後7時まで

## 3. <利用者条件>

- 多目的運動広場及びグラウンド・ゴルフ場の各エリアについては、利用許可を得た者が利用できます。
- 利用の際は、その利用代表者は、当規定を順守する事、順守させる事が利用条件となります。
- ※休憩広場については、申込は必要ありませんが、イベント等での利用する場合には事前の申出をしてください。

## 4. <利用上の注意>

- 利用にあたり、**事前に受付で多目的運動広場利用チェック表を受け取り**、利用前の確認、また利用後の確認を記載して提出してください。
- 雨天時は、原則使用禁止とし、利用の際はグラウンド面の現状回復を条件とします。
- 許可を得た、グラウンドエリアのみを利用してください。  
※許可以外のグラウンドを利用した場合、追徴金をいただくことになります。
- 隣接するエリアに他の利用団体がいるときは、迷惑の掛からない様、団体相互間で意思疎通を図り、トラブル等が発生しないようにしてください。
- 利用時の事故、紛失、破損、トラブル等に対する安全管理・対策は、自己責任となりますのでご了承ください。
- 利用後は、利用責任者の責任において、現状回復を行ってください。  
（グラウンド面整備、ゴミの片付け、使用備品の返却等）
- 利用者が、故意または過失によって当施設に損害を与えたときは、利用代表者にその損害賠償請求をいたします。
- グラウンド面への損傷の可能性のある下記行為は禁止とします。
  - ・スパイクシューズの使用（金具・ポイント付）
  - ・許可を得ていない車両の乗り入れ
  - ・その他損傷の可能性のある行為
- 車は決められた指定の駐車場（北、南、臨時駐車場）に利用する事とし、路上駐車しないでください。
- 運動広場（多目的運動広場、グラウンド・ゴルフ場）での飲酒、喫煙は禁止です。
- 運動広場内（多目的運動広場、グラウンド・ゴルフ場）への動物（ペット）の入場は原則禁止です。
- 公園内での負傷事故および盗難については、当方では一切責任を負いません。使用者側で責任を持って適切な対処を行ってください。
- これらの利用規定を守れないときまたは、係員の指示に従わなかったとき、もしくは管理運営上不適当と認めるときは、利用許可を取り消すことがあります。  
※この場合において、使用者に損害が生じることがあってもこれに対して当方は一切責任を負いません。

## ★各種団体が利用される広場ですので

お互いルールを守り、運動広場運営に協力お願いいたします。

杉戸町社会教育課 スポーツ振興担当

